

令和6年2月1日

熊本乳児院で関わってきた全てのこどもたちと
その保護者様、里親様、関係者様

社会福祉法人熊本市社会福祉協会
会 長 小林 佳之

熊本乳児院における不適切養育改善の取組状況についての報告（途中経過）

最初に、過去において私どもの養育上の不適切な関わりがあったことで、こどもたちと保護者様、関係者の皆様へ、ご不安やご不信、ご心配を招いてしまったことに対し改めて深くお詫び申し上げます。

現在、今までにも増して「安心・安全・居心地の良さ」の中でこどもたちが毎日を過ごせるよう取り組ませて頂いています。その取組状況につきましては令和5年12月28日現在までの取組状況を熊本市に報告しています。

さらに、熊本市担当課様には毎月来院して頂き乳児院で今困っていることの相談や研修の情報や助言なども頂き出来ることを一つずつ丁寧に取り組ませて頂いております。

以下は熊本市に提出した内容の概要です。

※研修取組等令和4年度においても実施していますが、令和5年度分についてのみ記載しています。

被措置児童等虐待等防止のための改善計画実施状況について（概要）

令和5年（2023年）6月8日に提出いたしました改善計画の取組状況について報告致します。

1 被措置児童等虐待等の再発防止に資する取組

（1）「被措置児童等虐待等が生じた要因の特定」について

熊本乳児院として、既に提出させて頂きました下記記述3つを大きな要因として捉えています。

- ①教育・知識・技術等個人のスキル等を要因とするもの
- ②ストレス・感情コントロール等を要因とするもの
- ③管理体制・組織風土等を要因とするもの

（2）「（1）の要因を踏まえた施設や法人における組織・システムの見直し」について
実行性のあるものとするため以下の委員会を立ち上げ実施しました。

●第三者委員会の開催

令和5年7月14日（金）午後3：00より第1回第三者委員会を開催しました。

令和5年11月17日（金）午後3：00より第2回第三者委員会を開催しました。

●管理監督委員会に関する会議及び聴き取り

（1）令和5年7月30日（金）午後3：00より第1回管理監督委員会を開催しました。

（2）管理監督委員会による職員面接実施状況 8回実施

(3) 全職員に対する研修の実施

【令和5年度】

(第1回、第5回は全職員対象。第2回、第3回、第4回はユニットリーダー他10名程度で実施)
9月までに全5回実施。(下記は研修の一部抜粋)

＝第1回：児童の権利について＝

★研修参加後の職員感想等

「私」と「あなた」のしているものが違う事。「私」のしている世界を押し付けていないか。「あなた」が何をしているかを理解しようとする事や、自分はどんな風に物事を見ているかということ客観的に捉える事も重要だと思った。

(4) 子どもの権利擁護委員会における取組

【令和5年度】

① 権利擁護に視点をのいた養育現場における毎月の目標を設定しました。

② 4月に各月の目標設定を職員間で行いました。＝大切にしたい毎月の目標(5月～3月)

全ユニットでその関りを共有し日常の養育に活かすとともに、職員同士が互いをリスペクトするという取組を継続しています。(下記は毎月目標の一部抜粋)

＝9月の目標：心地よい入眠・睡眠を大事にする＝

★子ども一人一人入眠時の好みがある為、この様な寝せ方をするとずっと眠れたなどの情報を職員間で共有した。子どもたちが眠りにつく時に心地よくなるよう職員が心掛けたことで夜間の“ぐずり”や“夜泣き”が減り、朝までよく眠れるようになったと感じた。

2 養育の質の向上を図る取組

(1) 「これまでの虐待・不適切な養育が入所児童へ与えた影響を把握し、児童の健全な成長に必要な措置を講じること」について

- 正確に把握することは困難であり、将来においてその影響が見られたり、可能性がある時は、乳児院において、十分な情報提供をするなど協力・対応することとしています。
- 熊本乳児院から里親委託しているケースもあることから、令和5年6月17日(土)熊本市情報流通会館にて熊本県里親協議会様に説明会を実施しました。

(2) 「児童の発育・発達の状況・心身の状況に応じて、食事や入眠、排泄などの時間を設定するなど、ユニットケアのメリットも活かし、より家庭的な環境のもとで養育を行うことができるよう柔軟な対応に努めること」について

- 「子どもの権利擁護委員会」において毎月の目標を設定し一つずつ実施しています。

(3) 「定期的なケースカンファレンスやスーパービジョンの充足を図り、児童養育の向上と併せて職員の育成に取り組むこと」について

- 児童相談所を交えてのケースカンファレンスを実施しています。

熊本市児童相談所 令和5年4月18日、10月実施、3回目2月予定

中央児童相談所 令和5年4月24日、10月実施、3回目2月予定

八代児童相談所 令和5年4月18日、次回はナシ（対象児童の不在）

●院内にて個別のケースカンファレンスを実施しています。15名34回（4月～12月）

●スーパービジョン 学識専門職と契約締結

3 施設運営の適正化を図る取組

(1) 「施設長および幹部職員は、全ての職員に対し、十分な情報共有と必要な意見交換を行うなど風通しのよい職場づくりに努めること」について

●月1回の職員会議 毎月25日定例開催日として実施しています。対面参加が出来ない職員はズーム参加も可とし、可能な限り全員参加の下実施しています。参加出来なかった職員は会議録の確認を徹底するよう周知しています。

●主任者会議は毎月1日を基本とし実施、リーダー会議は主任者会議開催週の週末若しくは翌週の内に実施することを基本とし継続しています。

●9月より院長による全員面談が進んでいます。

(2) 「児童の適切な養育に必要な職員の配置を行うこと。特に夜勤体制の見直し、フリー職員の配置等の工夫や育児休業等取得職員の代替職員の雇用などを適切に行うこと。」について

●夜勤3人体制を4人体制で対応しています。ボランティアの受け入れや家政婦協会、学生アルバイトも活用しています。

●全国乳児福祉協議会作成のチェックリストの毎月実施による振り返りを実施しています。

●職員からの通告、院内で生じた怪我など原因が不明な場合は防犯カメラで確認しています。

(3) 「言葉の理解や自己表現が難しい乳幼児を対象とした養育であることに対する職員の負担を考慮し、施設長及び幹部職員は、透明性のある組織づくり、外部専門家を活用した継続的な助言指導、メンタルヘルス対策など、職員を支える体制を整備すること」について

●大学等専門分野の教授によるスーパービジョン契約。1月2回実施。

●産業医来院の期日を周知しています。

(4) 「評議員（会）・理事（会）・監事は、法人・施設に対し、実効性のある管理、監督を行い、ガバナンスの強化を図り、より透明・公正かつ適正な法人・施設の運営を行うこと」について

●理事、監事を委員とした管理監督委員会の開催を実施。「(2)(1)の要因を踏まえた施設や法人における組織・システムの見直し」に開催状況を前述記載しています。

4 法人としての当該職員等に対する対応

管理監督委員会において、職員からの聴き取りが終了しました。管理監督委員会の報告書及び11月10日理事会開催、11月17日第三者委員会開催。当該職員の処分等については今年度内開催予定の理事会にて検討する予定です。